

★ 広島県個人情報保護に関する法律施行条例（条例第三十三号）（総務課）

一 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人が適用対象となることに伴い、開示決定等の期限の設定、開示請求及び行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の設定、広島県個人情報保護審議会を設置すること等について、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 開示決定等の期限

- (一) 期限  
自己情報に係る請求があつた日から十五日以内

(二) 延長

事務処理上の困難その他正当な理由があるとき 三十日以内

(三) 期限の特例

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合 相当の部分につき四十五日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内

2 開示請求に係る手数料

区分	金額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇円（用紙の両面を用いるときは、四〇円）
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇円（用紙の両面を用いるときは、二〇円）
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	光ディスク一枚につき百円

3 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

- (一) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第百十九条第三項の規定に係る手数料  
二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とした。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円  
(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(二) 法第百十九条第四項の規定に係る手数料

- (1) 法の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

- (2) (1)に掲げる者以外の者 法の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法の規定により納付しなければならない手数料の額と同一

## の額

### 4 広島県個人情報保護審議会

- (一) 個人情報保護制度に関して諮問することができる場合
- (二) この条例の規定を改正又は廃止しようとする場合
- (三) その他調査審議事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項その他特定個人情報ファイルの取扱いに関する重要事項

- (三) 委員の定数 六人以内

- (四) 委員の任命 学識経験を有する者、事業者を代表する者及び県議会の議員のうちから、知事が任命する。

- (五) 委員の任期 三年

- (六) 調査権限 実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

- (七) 守秘義務 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 5 運用状況の公表

毎年一回、各実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表することとした。

### 6 条例の廃止

- (一) 広島県個人情報保護条例を廃止した。

- (二) (一)に伴い、罰則等に係る必要な経過措置を定めた。

### 7 その他、関係条例の改正

- (一) 住民基本台帳法施行条例における引用条項の整理を行った。

- (二) 行政不服審査法施行条例において、審査請求人等が意見書及び資料の写しの交付を受ける場合等の手数料について、必要な整理を行った。

## 三 施行期日

令和五年四月一日

★ 広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（条例第三十四号）  
（県民活動課・道路企画課）

一 制定の理由

県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に向け、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を総合的に図るため、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者等の役割等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた。

二 条例の内容

1 目的

この条例は、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者等の役割等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進を総合的に図り、もって県民が安心して暮らし、活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とした。

2 定義

- (一) 自転車 道路交通法（以下「法」という。）に規定する自転車をいう。
  - (二) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。
  - (三) 県民等 県内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
  - (四) 自転車利用者 道路（法に規定する道路をいう。）において自転車を利用する者をいう。
  - (五) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
  - (六) 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
  - (七) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
  - (八) 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者をいう。
  - (九) 学校 学校教育法に規定する学校（幼稚園を除く。）、専修学校及び各種学校をいう。
  - (十) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 3 基本理念
- (一) 自転車の活用の推進は、安全で快適な自転車利用環境の創出が、豊かな県民生活の実現や活力ある地域づくりに資するものであるという認識の下に行われなければならないこととした。
  - (二) 自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な暮らしづくりに資するものであるという認識の下に行われなければならないこととした。

4 県の責務

(一) 県は、基本理念にのっとり、自転車の活用に関する総合的な施策を策定し、及び実施することとした。

(二) 県は、自転車の活用の推進及び安全で適正な利用に関する県民等及び事業者の関心及び理解を深めるよう必要な広報及び啓発を行うこととした。

(三) 県は、県民等及び事業者が実施する自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進のための取組を支援するため、県民等及び事業者に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じることとした。

(四) 県は、学校の長及び交通安全団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を支援するため、学校の長及び交通安全団体に対する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じることとした。

## 5 自転車利用者の責務及び県民、事業者等の役割等

### (一) 自転車利用者の責務

(1) 自転車利用者は、車両（法に規定する車両をいう。）の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全で適正な利用に努めなければならないこととした。

(2) 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のために必要な知識及び技能の習得に努めることとした。

### (二) 県民の役割

県民は、基本理念について理解を深め、それぞれの立場において自転車の活用の推進を図るよう努めるとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に努めることとした。

### (三) 事業者の役割

(1) 事業者は、基本理念について理解を深め、自転車の活用の推進を図るよう努めるとともに、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進に努めることとした。

(2) 事業者は、他の事業者に自転車を利用することを前提とした業務の委託をし、媒介をし、又は取次ぎをする等の場合には、当該他の事業者に対し、その業務において自転車の安全で適正な利用を求めるよう努めることとした。

(3) 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めることとした。

### (四) 市町との連携

(1) 県は、この条例に定める施策を実施するときは、市町との連携に努めることとした。

(2) 県は、市町が自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するときは、必要と認める協力を行うこととした。

## 6 道路交通環境の整備

県は、国、市町及び関係団体と連携し、自転車利用者が自転車を安全で快適に利用

できる道路交通環境の整備のために必要な措置を講じることとした。

#### 7 自転車交通安全教育等

- (一) 県は、県民等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うこととした。
- (二) 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業において自転車を利用する従業員（以下「自転車通勤者等」という。）に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うよう努めることとした。
- (三) 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、自転車購入者又は借受者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供を行うよう努めることとした。
- (四) 学校の長は、その児童、生徒及び学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び情報の提供を行うよう努めることとした。
- (五) 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めることとした。

#### 8 自転車の点検整備

- (一) 自転車利用者、その事業において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めることとした。
- (二) 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めることとした。

#### 9 幼児のヘルメット及びシートベルトの着用

自転車利用者は、幼児を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、幼児用座席に備えられたシートベルトを着用させるよう努めることとした。

#### 10 自転車損害賠償保険等への加入等

- (一) 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととした。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととした。
- (二) 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととした。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととした。
- (三) 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととした。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととした。

(四) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととした。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでないこととした。

#### 11 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

(一) 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、その自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めることとした。

(二) 自転車小売業者は、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めることとした。

(三) 事業者は、自転車通勤者等に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めることとした。

(四) (二)の規定は、(三)の場合について準用することとした。

(五) 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めることとした。

#### 12 自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等

(一) 県は、市町、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じることとした。

(二) 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めることとした。

#### 13 市町の条例との関係

この条例の規定は、市町が、地域の実情に応じて自転車の活用の推進及び安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないこととした。

### 三 施行期日

令和四年十月六日。ただし、二10、11及び12(二)については、令和五年四月一日から施行する。

★ 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第三十五号）（総務課）

一 改正の要旨

個人情報の保護に関する法律等の施行に伴い、個人情報保護制度との均衡を図ることを目的として、次のとおり関係条例の規定の整備等を行った。

条 例 名	改 正 の 内 容
<p>広島県情報公開条例</p>	<p>不開示情報に係る規定の整理及び開示請求に係る行政文書の写しの交付を受ける場合等の手数料を定めるなど関係規定の整備</p>
<p>広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例</p>	<p>広島県情報公開・個人情報保護審査会の位置付け等の整理及び審査請求人又は参加人が意見書又は資料の写しの交付を受ける場合等の手数料を定めるなど関係規定の整備</p>

二 施行期日

令和五年四月一日

★ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第三十六号）（人事課）

一 改正の理由

地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年の引上げ等に関し、必要な改正を行った。

1 職員の定年等に関する条例

- (一) 職員の定年を二年に一歳ずつ引き上げ、令和十三年度以降は六十五歳（一部の医師及び歯科医師は七十歳）に改めた。
- (二) 管理監督職勤務上限年齢は六十歳とし、管理職手当の受給者等に適用することとした。
- (三) 管理監督職の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであり、当該職務に従事する職員の他の職への降任等により後任を容易に得ることができない場合等の要件を満たす場合に、管理監督職勤務上限年齢制の特例として引き続き管理監督職として勤務を命じることができることとした。

- (四) 任命権者は、職員に対して六十歳に達する前年度に当該職員が六十歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等について情報提供するとともに、意思確認を行うよう努めることとした。
- (五) 任命権者は、六十歳に達した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考により、勤務実績等を参考に定年前再任用短時間勤務職員として採用することができることとした。

2 職員の給与に関する条例

- (一) 六十歳に達した日以後最初の四月一日以降の給料月額は、当該職員の職務の級及び号給に応じた額の七割水準とすることとした（任期を定めて採用する職員、定年六十五歳以外の職員等を除く。以下「給料月額七割措置」という。）。
- (二) 1(二)の適用を受ける者（以下「管理監督職勤務上限年齢制の対象者」という。）に対して、管理監督職勤務上限年齢前の給料月額の七割水準と降任後の給料月額の七割水準との差額（以下「管理監督職勤務上限年齢調整額」という。）を支給することとした。
- (三) 定年の段階引上げ期間中は、定年に達した後も六十五歳まで再任用できることとし、これにより採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額、期末手当、勤勉手当等は、定年前再任用短時間勤務職員と同様とすることとした。

3 職員の特殊勤務手当に関する条例

給料月額と連動する職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当、農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当、看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当及び動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当は、管理監督職勤務上限年齢調整額を算出基礎に含めることとした。

4 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例



- 5 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例  
給料月額七割措置前に当該職員が受けた減給処分の効果は給料月額七割措置後も続く場合の減給の額については、現に受ける給料の月額の十パーセントを上限とするこ  
ととした。
- 6 職員の退職手当に関する条例  
(一) 六十歳以後に定年前の退職を選択した職員について、定年を理由とする退職と同  
様に退職手当を算定することとした。  
(二) 六十歳以後に、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生  
じることにより免職処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職  
した者については、給料月額の二パーセントを増加することとした。  
(三) 退職手当の算出は、給料月額に管理監督職務上限年齢調整額を加えた額を基礎  
とすることとした。
- 7 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例  
定年前再任用短時間勤務職員を、報酬及び費用弁償の支給対象外とすることとした。
- 8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例  
管理監督職務上限年齢制度の特例によって、異動期間が延長された管理監督職に  
ついて、外国の地方公共団体の機関等への派遣の対象外とすることとした。
- 9 職員の育児休業等に関する条例  
管理監督職務上限年齢制度の特例によって、異動期間が延長された管理監督職に  
ついて、育児休業及び育児短時間勤務等の対象外とすることとした。
- 10 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例  
暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間等は、定年前再任用短時間勤務職員と同様と  
することとした。
- 11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例  
管理監督職務上限年齢制度の特例によって、異動期間が延長された管理監督職に  
ついて、公益的法人等への派遣の対象外とすることとした。
- 12 広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
定年前再任用短時間勤務職員を、人事行政の運営の状況に関する報告対象とするこ  
ととした。
- 13 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例  
2に同じ。
- 14 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例  
(一) 管理監督職務上限年齢調整額を、教職調整額の算定基礎となる給料月額に含め  
ることとした。  
(二) 暫定再任用短時間勤務職員の教職調整額の支給について、定年前再任用短時間勤

務職員と同様とすることとした。

15 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例

給料月額七割措置前に当該職員が受けた減給処分の効果が給料月額七割措置後も続く場合の減給の額については、現に受ける給料の月額の二十パーセントを上限とすることとした。

16 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

1 2 以外の改正 令和五年四月一日

2 一 1(四)の改正 令和四年十月六日

★ 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（  
条例第三十七号）（人事課）

一 改正の理由

地方公務員等共済組合法の一部が改正され、短時間勤務会計年度任用職員が地方職員  
共済組合の組合員となること等を踏まえ、給与から控除できる項目を追加するため、必  
要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年十月六日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第三十八号）（財政課）

一 改正の要旨

広島港宇品旅客ターミナルのタラップの使用料の新設など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	建築基準法の改正に伴う引用条項の整理
広島県港湾施設管理条例	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴う引用条項の整理
	広島港宇品旅客ターミナルのタラップの使用料の新設等
	広島港宮島口旅客ターミナル駐車場の使用料の新設
広島県マリーナ条例	広島観音マリーナの会議室の利用料金の改正等

二 施行期日

- 1 広島県手数料条例の改正 令和四年十月六日
- 2 広島県マリーナ条例の改正 令和四年十月六日から起算して三十日を経過した日
- 3 広島県港湾施設管理条例の改正のうち広島港宇品旅客ターミナルのタラップの使用料の新設 令和四年十一月十一日
- 4 広島県港湾施設管理条例の改正のうち広島港宮島口旅客ターミナル駐車場の使用料の新設 令和四年十月六日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（税務課）

一 改正の要旨

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に引き続き充てることを目的として、産業廃棄物埋立税の適用期間を五年間延長した。

二 施行期日

令和五年三月三十一日までの間において規則で定める日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十号）  
 （市町行財政課）

- 一 改正の理由  
 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
児童福祉法に基づく事務のうち、無認可施設に係る他の都道府県に対する情報の提供の求め等		呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

2 市町が処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定等		広島市、呉市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、北広島町及び神石高原町

3 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

事	務	対象市町
建築基準法に基づく事務のうち、応急仮設建築物等の許可申請に係る受付		竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

4 市町を経由することにより処理する事務から削除するもの

事 務	対 象 市 町
<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定に係る受付</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、大竹市、江田島市、熊野町、安芸太田町、大崎上島町及び世羅町</p>

5 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和四年十月六日

★ 広島県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（自然環境課）

一 改正の理由

自然公園法の一部改正を踏まえ、国立公園等と同様に、地域の主体的な取組による利用の増進を図るための制度を創設するとともに、利用のための規制を強化するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

自然公園法の一部改正に準じた改正を次のとおり行った。

- (一) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置等に係る規定を設け、当該協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、知事の認定を受けた場合において、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととした。
- (二) 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置等に係る規定を設け、当該協議会が自然体験活動促進計画を作成し、知事の認定を受けた場合において、特別地域等における行為に係る許可等を要しないこととした。
- (三) 特別地域等における利用のための規制行為に、野生動物の餌付け等の行為を追加した。
- (四) 特別地域において、許可なく木竹を伐採した場合等の罰則を引き上げた。
- (五) 公園事業者の地位の承継に関する規定の追加その他所要の規定の整備を行った。

三 施行期日

令和五年一月一日



★ 広島県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例（条例第四十二号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

放置艇解消のための対策期間等の見直しに伴い、次のとおり関係条例について必要な改正を行った。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県港湾施設管理条例	小型船舶用泊地に係る使用料の徴収開始日を令和五年四月一日から令和七年四月一日とする。
広島県漁港管理条例	令和三年三月三十一日以前からプレジャーボートを所有している者に係る係留保管施設等の知事への届出期間の終期を令和五年九月三十日から令和七年九月三十日とする。

二 施行期日

令和四年十月六日

★ 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理など、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年十月六日